資料　7

支障事案の現状について

1　支障事案の概要

実施機関では確認できない事実（請求人の主観に基づく事実＝保険指導課が法解釈等を間違えている）を前提とした表現を記載していることなどから、開示請求に係る行政文書の特定ができない請求が見受けられる。

このような場合においては、補正を求め、なお補正されないときには条例第７条第１項第４号の「行政文書を特定するに足りる事項」が記載されていないことを理由に請求を却下することを検討してきた。

平成１８年１１月１７日第２回千葉県情報公開推進会議に支障事案として報告後解釈運用基準及び要綱の改正を以下のとおり行った。（平成１９年４月１日施行）

①　条例の「解釈運用基準」の改正

行政文書が特定されないと判断される却下決定に対する不服申立てがあった場合は、情報公開審査会に意見照会すること

②　「知事が保有する行政文書の開示等に関する事務取扱要綱」の改正

a　文書不特定の場合等で、書面により補正を求めたにもかかわらず不備が補正されないときは却下する。（要綱第３, ３(3)ア(ア))

b　却下を行う場合は事前に総合窓口に協議すること（要綱第３, ３(3)ア(エ))

c　文書を特定することができない場合に行う却下処分等に係る異議申立てについては審査会の意見を聴くこと（要綱第３, ３(3)ウ(イ))

d　審査会への意見照会の手続に関すること（要綱第５, ５）

e　不服申立てに対する決定に当たっては審査会の意見を尊重すること（要綱第５, ７(1)ア）

③　「千葉県情報公開審査会部会設置及び議事運営に関する要領」の改正

a　意見照会事案は部会で審査すること

b　意見照会事案の調査審議は原則として実施機関から提出された意見照会書をもとに行うこと

2　支障事案への対応状況について

(1)　実施機関

知事（保険指導課）

(2)　補正を求めた請求事例（４月、５月及び６月）

	受付年月日	請求内容	決定
1	H19.4.9 受付３４番	南房総市の富山保健福祉センター（国保総合保健施設）で厚生労働大臣の承認を受けないで同市社会福祉協議会が介護保険法の訪問介護事業者の指定を受け、その事業をしているのが補助金適化法違反であるのがわかる一切の書類	不開示
2	H19.4.9 受付３５番	鋸南町への平成１８年度の国保法７２条の２の２第２項の県負担金支出に関して、鋸南町国保条例１１条の３、１５条の７で規定する各賦課総額が正しいことがわかる一切の書類及び各賦課総額が上記条例の規定のとおりであるとして上記県負担金が支出されたことがわかる一切の書類	不開示（請求の前段部分） 開示（請求の後段部分）

	受付年月日	請求内容	決定
3	H19.5.7 受付７５番	千葉県が国保法７２条の２の２第２項の県負担金支出に関して鋸南町国保条例に従って基礎賦課総額と介護納付金賦課総額を算出しているか確認せず支出してよい根拠についてわかる一切の書類（Ｈ１８分のみ対象）	却下 （理由）「確認せず支出してよい根拠」という請求人の主観に基づく請求であり、請求の趣旨が理解できなかったため補正を求めたが、不備は解消されず、対象文書の特定ができなかった。
4	H19.5.14 受付８９番	平成１７年１０月２０日付け鋸保２８２号弁明書から鋸南町が同町の国保条例に基づき平成１８年度の基礎賦課総額を算出していないことがわかる一切の書類（県が放置していることがわかる書類含む）	不開示
5	H19.5.14 受付９０番	鋸南町に対して、国保料収納率９３％未満や不納欠損割合が２０％近くであることに関し、放置していてもよい根拠についてわかる一切の書類	却下 （理由）「放置していてもよい根拠」という請求人の主観に基づく請求であり、請求の趣旨が理解できなかったため補正を求めたが、不備は解消されず、対象文書の特定ができなかった。
6	H19.5.14 受付９６番	鋸南町が、平成１６年度以降国保料収納率９３％未満で国保法７２条の調整交付金を５％減額されている穴埋めのために同法７２条の２の２第２項の県負担金を水増し請求していることがわかる一切の書類	却下 （理由）「穴埋めのために・・・県負担金を水増し請求していることがわかる一切の書類」という請求人の主観に基づく請求であり、請求の趣旨が理解できなかったため補正を求めた結果、「水増し請求」は「過大な請求」と置き換えられたが、不備は解消されず、対象文書の特定ができなかった。
7	H19.5.16 受付１０９番	鋸南町への平成１８年度の国保法７２条の２の２第２項の県負担金支出に関して、鋸南町が国民健康保険審査会に提出した弁明書から、鋸南町国保条例１１条の3、１５条の７で規定する各賦課総額が正しくないことがわかる一切の書類（上記弁明書を含む）及び上記各賦課総額が正しくないことを承知してから、上記県負担金が上記条例の規定のとおりであるとして支出されたのを是正していない職員が誰かわかる書類	開示（請求の前段部分） 却下（請求の後段部分） （理由）「正しくないことがわかる一切の書類」及び「上記県負担金が上記条例の規定のとおりであるとして支出されたのを是正していない職員が誰かわかる書類」という請求人の主観に基づく請求であり、請求の趣旨が理解できなかったため補正を求めたが、不備は解消されず、対象文書の特定ができなかった。
8	H19.5.16 受付１１０番	Ｈ１９．５．１６付補正書（別添Ａ４×１枚）の事実を証する書類	却下 （理由）補正後「補正書の事実を証する書類」は「補正書の記載の事実を証する書類」に置き換えられたが、当該「補正書」には、請求人の主観に基づく内容が記載され「補正書の記載の事実」を証明する文書とは何か不明であったため、対象文書の特定ができなかった。
9	H19.5.17 受付１１４番	鋸南町の平成１８年度の一般被保険者の基礎賦課総額の算出方法、及び基礎賦課総額が間違っていることがわかる一切の書類	不開示
10	H19.6.18 受付１９７番	１．国保特別調整交付金（総合保健施設に関するものが対象）の不正受給についてわかる一切の書類 ２．国保調整交付金申請書の様式第２の「一般被保険者の保険料（税）収納割合」の欄の「1月3１日現在（現年分）」の欄の「納期到来分調定総額」の欄の数字が間違っているのに正しいとされていることがわかる一切の書類	却下（請求の前段部分。後段部分補正中） （理由）補正後、「不正受給」の具体的な内容は確認できたが、請求人の主観に基づく内容であったため、不備は解消されず、対象文書の特定ができなかった。

	受付年月日	請求内容	決定
11	H19.6.18 受付１９８番	鋸南町への国保法７２条の２の２第２項の県負担金について、鋸南町へ保険指導課担当者の○○氏が、基礎賦課総額と介護納付金賦課総額の算定方法とその金額の根拠についての疑義についてを千葉県補助金等交付規則による報告を求めないのが許される根拠についてわかる一切の書類	却下 （理由）「報告を求めないのが許される根拠」という請求人の主観に基づく請求であり、請求の趣旨が理解できなかったため補正を求めたが、不備は解消されず、対象文書の特定ができなかった。
12	H19.6.18 受付１９９番	千葉県国民健康保険審査会が国保料の審査請求で賦課総額が正しいのかについて判断しない根拠についてわかる一切の書類	却下 （理由）「千葉県国民健康保険審査会が国保料の審査請求で賦課総額が正しいかについて判断しない根拠」という請求人の主観に基づく請求であり、請求の趣旨が理解できなかったため補正を求めたが、不備は解消されず、対象文書の特定ができなかった。
13	H19.6.22 受付２４７番	鋸南町の国保料の基礎賦課総額を同町国保条例の規定する割合で、分割せず、「所得割率、資産割率、均等割額、平等割額」が算出されていることがわかる一切の書類	却下 （理由）請求の趣旨が理解できなかったため補正を求めたが、不備は解消されず、対象文書の特定ができなかった。

(3) 情報公開審査会への意見照会について

実施機関から千葉県情報公開審査会に対し、上記(2)事例３の却下決定に対する異議申立てについての意見照会がされており、平成１９年度第４回千葉県情報公開審査会第１部会及び２部会で却下の妥当性について審査の上、回答する予定である。